

熊本市長 大西一史 様

2022年7月26日

「新型コロナウイルス感染症第7波にあたっての緊急申し入れ」

日本共産党熊本地区委員会

委員長 重松孝文

日本共産党熊本市議団

上野 美恵子

那須 円

新型コロナウイルス感染症は、7月になって急速に感染が拡大し、日本国内はもとより、熊本市においても新規感染者は過去最高を更新しています。これまでに経験しなかった感染の急拡大は、オミクロン株B A. 2系統から、さらに感染力の強いB A. 5系統等の変異株への置き換わりの影響もあります。発熱外来に患者が殺到しパンク状態となり、発熱症状があったり、自主的な抗原検査で陽性となっても受診できない状況も発生しています。医療機関や保健所業務がひっ迫し、崩壊しかねない状況です。第6波を上回る感染急拡大の中で、感染拡大を最小限に止め、市民のいのちを守る対策は急務です。

季節性インフルエンザと危険性は変わらないとの議論もありますが、高齢者の重症化率・致死率はインフルエンザよりもかなり高いと指摘され、かつ変異株への警戒も必要であり、根拠のない過小評価に与することなく、危機感を持った対応こそ求められています。

ところが、政府は6月からの入国制限と空港検疫を大幅に緩和し、海外からのB A. 5流入を一気に進めたと考えられています。一方で「第7波」に備えた医療・検査・保健所の抜本的な体制強化は怠り、医療機関への新型コロナ対応の診療報酬減額を行うなど、コロナ対策に逆行するようなことを行ったことが、現在の事態を招いています。

7月21日に開かれた厚生労働省の専門家組織「アドバイザリーボード」の会合では、全国の感染状況は「今後も過去最高を更新していくことが予測される」との見解が示され、「第7波」と呼ばれる感染拡大が続く中、医療提供体制への影響などに「最大限の警戒感を持って注視する必要がある」と強調されています。会合では複数の委員から「行動制限を検討する時期にあるのではないか」との意見が出され、

会合後の記者会見で座長を務める国立感染症研究所所長の脇田隆字氏は、「感染者が別の人に感染させるまでの期間これまでの変位株よりも短いため、急速に感染者数が増えている」と分析したうえで、「今後はオミクロン株に感染した軽症者への医療提供体制をつくる必要がある」と述べられました。

今必要なことは、救急搬送困難事例が過去最多、死者数も最悪となった「第6波」の教訓に学び、新型コロナの感染拡大にしっかり向き合うことです。

現在の熊本市の対応は、「第6波」の域にも達しておらず、感染者の急速な増加のもと、症状が出ている人へのPCR検査に遅れが生じ、しかも患者のほとんどは自宅療養で家族内感染には歯止めがかからず、物資の提供も個人的な支援のない患者に限られるとともに、必要とする患者へ物資が届かない状況があります。濃厚接触者に至っては自分で店舗へ買い出しに行かなければならないなど、感染症対応の原則である「隔離」には程遠い状況となっています。感染拡大に歯止めをかけ、感染を最小限に止めるという点についても、現行の対応は「一人一人の基本的な感染防止対策、マスク・手洗い・換気」を徹底するという自己責任によるものであり、市の対応は「無策」に等しいものです。長期コロナ禍で大きな打撃を受けてきた各種事業者は、「第7波」の感染急拡大によって、まん延防止等の措置が取られていないにもかかわらず、自発的な自粛によって、飲食店や関連業者のキャンセルが相次ぎ、その他の業種でも売上への影響が出てきています。このままでは、事業の継続が困難だという悲鳴が上がっています。

経験のない感染爆発となっている「第7波」から国民のいのち・暮らし・生業を守るために、危機感をもち、以下の対策を実施していただくよう、強く要望致します。

- (1) B A. 5は感染力が高く、瞬く間に感染が広がってしまいます。感染爆発によって既に遅れが出てきている有症者へのPCR検査の体制を抜本的に強化すること。また、無料PCR検査体制を抜本的に強化し、必要とする人がすぐに検査を受けられるようにして、すみやかな検査・保護によって新規感染者数をできる限り抑制すること。
- (2) 高齢者等への感染を防御するために、医療機関、高齢者施設、障害者施設などでの週1回の定期的な無料抗原検査をより多くの施設で実施するよう、徹底すること。また、その対象範囲を広げ、希望する市民へ無料の抗原検査キットを配布す

ること。

- (3) 濃厚接触者となった医療従事者・介護職員・福祉職員が業務を続けるために行う検査は、全額公費負担とすること。
- (4) 二次感染防止と早期治療のため、発熱外来の崩壊を招かないよう、医師会と協力し、発熱外来、入院治療、在宅治療、健康観察、回復者の療養、後方支援医療、救急医療など、地域医療機関の全体の強化・連携をすすめること。新型コロナ対応に限らず、医療機関への財政支援の強化を国へ求めること。
- (5) 今年度の診療報酬マイナス改定・新型コロナ対応の診療報酬の段階的減額の早急な見直し、10月以降の病床確保料など、新型コロナ感染症緊急包括交付金の継続を早急に示すよう、国へ求めること。
- (6) 保健所の正規・常勤の人員増をすみやかに実施すること。
- (7) 保健所の抜本的な体制強化に本格的にとり組み、区ごとの保健所設置をすすめること。
- (8) 保健所業務がひっ迫し、感染した人への対応が充分にできていません。土日は、保健所に連絡できない、保健所が対応できないという状況を改善すること。病状の急変にも対応でき、物資の提供も滞りなく実施すること。
- (9) 陽性者に対する治療期間中の物資提供や注意事項をきちんと伝える仕組みをつくり、医療機関へも徹底すること。
- (10) 中・若年層のワクチン3回目接種の促進のため、ワクチンの有効性・安全性について情報発信を積極的に行うこと。
- (11) 4回目接種の有効性・安全性の情報提供を行い、医療従事者・介護職員等に加え、必要とする人が安全・迅速に接種を受けられるよう取り組むこと。
- (12) 夏の帰省・観光について、感染拡大防止の対策を講じるとともに、「第7波」による事業者への影響に対しては給付金等の支援策を国に求めるとともに、熊本市独自にも具体的な支援を行うこと。
- (13) B A. 5の特性を踏まえた「全般的な対応方針」の策定を国へ求め、B A. 5が主流となった「第7波」に効果ある対策をすすめること。
- (14) 感染対策としての換気の重要性と効果的な換気方法を各分野・機関等に周知し、事業者・福祉施設等へは換気設備・資材への財政的支援を行うこと。

以上